# 県·市連携文化施設(仮称) 運営管理計画 (素案)

平成30年12月 秋田県·秋田市

# <u>目 次</u>

第	1	基本コ	ン・	セフ	゚゚ト				•		-	•	•		•	•	•	•	•	•	•		-	-	•		-	•	-		1
	1	国の文	化	政策	もの	動	き			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	秋田県	Ø_	上位	計	画	及	び	文	化	施	策	0	展	開			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	秋田市	Ø_	上位	計	画	及	び	文	化	施	策	0	展	開			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4	施設概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	5	運営管	理(	の基	本	方	針			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	6	本施設	で彳	行う	事	業	の	定	義			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第	2	自主事	業	計画	ij				•																			•		•	7
	1	自主事	業の	の実	[施	方	針			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	2	プレ事	業	及し	附	館	記	念	事	業	0)	方	針			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	3	中長期	事	業計	上画	(	将	来	像	)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第	3	貸館事	業	計画	ij		•		•				•		•		•						•				-	•	•		11
	1	貸館事	業の	の美	[施	方	針			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	2	利用規	則(	の考	え	方			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	3	利用料	金(	の考	きえ	方			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
第	4	広報・	PΙ	R事	業	計	画				•		•		•		•		•				•				•	•	•	•	16
	1	広報・	P 1	R事	業	0	実	施	方	針			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	2	開館ま	での	か広	報	(D)	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
第	5	運営組					•	•	•		•	•	•		•		•		•	•	•		•				•	•	•	•	18
	1	運営組							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	2	レスト											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	3	附属駐											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	4	県民・	市	民の	)参	加	の	方	法			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第	6	運営評	-				•		•	•	•	•	•		•		•		•	•	•		•	•	•	•	-	•	•	•	21
	1	運営評							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	2	県・市							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	3	年次事	業報	報告	書	: (	ア	=	ユ	ア	ル	レ	ポ	_	<b> </b>	)	等	の	作	成			•	•	•	•	•	•	•	•	23
第	7	収支計	-		-	•	•		•	•	•	-	-	-	•	•	-	-	-	-	-	-	-	•	-	•		-	•	•	24
	1	収支の			ĵ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	2	資金の	獲很	导		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	参考		•		•	•	•		•	•	•	•	-		•	•	•		-	•	•		•	•	•	•			•	•	26
	用語	解説		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26

# 第1 基本コンセプト

# 1 国の文化政策の動き

平成13年12月に、我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が制定された。その後、少子高齢化等の社会情勢の変化や、観光、まちづくり、国際交流等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開が求められたことから、平成29年6月に、「文化芸術基本法」へと改正されている。この法律では新たに、文化芸術が生み出す様々な価値を関連分野との連携において生かすこと、政府において文化芸術推進計画を策定すること、公演・展示等の活動支援に加え保存(アーカイブ)・継承についても支援を行うこと等が求められている。

また、劇場、音楽堂等の活性化を図るために平成24年6月に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」においては、劇場、音楽堂等を文化芸術の創造拠点、地域の文化拠点であることに加えて、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域発展を支える「新しい広場」であり、公共財と位置づけている。この法律に合わせて設けられた支援制度である「劇場・音楽堂等活性化事業」は、平成30年度助成分より独立行政法人日本芸術文化振興会に事業を移管して「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」へと形を変え、助成内容の見直しと事後評価制度の導入を行っている。

# 2 秋田県の上位計画及び文化施策の展開

県は、平成23年8月に、国民文化祭の開催を見据えて「あきた文化ルネサンス宣言」を行い、文化振興のための取組を展開してきた。そして、平成26年に開催された「第29回国民文化祭・あきた2014」においては、100万人を超える来場者を迎えて秋田の文化を広く発信したことに加え、県内の青少年が地域の文化を知り、大切にする心を育む場ともなった。これらの成果を踏まえ、「文化の力で秋田の元気創造」を図っていくため、平成27年3月に「あきた文化振興ビジョン」を策定し、「文化の継承と発展、創造に取り組む」、「文化活動の活発化と活動への参加促進に取り組む」、「時代を担う後継者や若手クリエーターの育成を図る」、「文化による地域の活性化を図る」の4つを施策展開の基本方針としている。

この方針のもと、本県の伝統芸能や祭りが一堂に会する「新・秋田の行事」や、本県 出身者の石井漠・土方巽の流れを汲む舞踊・舞踏フェスティバル、秋田の文化を築いた 先人に光をあてるミュージカルなど、秋田の文化資源を生かす取組を推進してきた。

県・市連携文化施設(仮称)が本県文化の中核拠点となるものであることから、その整備にあたり、現在、「あきた文化振興ビジョン」を見直し、「第2期あきた文化振興ビジョン」へと改定作業中である。今後4年間は、県・市連携文化施設(仮称)の整備を進めながら、県内の文化振興を図り、それをまた、文化施設の運営方針の決定やソフト事業のあり方に反映させていくという循環を図りながら施策を展開していく。

# 3 秋田市の上位計画及び文化施策の展開

秋田市は、平成29年3月に、「秋田市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)」を 策定し、「千秋公園(久保田城跡)と連携した城下町ルネッサンス(中心市街地再生) ~新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成~」を基本コンセプト としながら、県・市連携文化施設(仮称)や既設文化施設で形成する「芸術文化ゾーン」 の面的充実により、「芸術文化によるまちおこし」を通じた地域住民の交流や新たなま ちの魅力とにぎわいの創出を図ることとしている。

また、平成29年3月に「秋田市文化振興ビジョン」を策定しており、その中でも中心 市街地を芸術文化ゾーンとして充実させ、芸術・文化によるにぎわいの創出を図るとと もに、秋田公立美術大学と連携して、アートによるまちづくりを進め、芸術・文化によ るまちづくりを推進することとしている。

# 4 施設概要

現時点での施設概要は次のとおりとなっている。

所在地	秋田市千秋明	徳町204-1、204-2、204-4、204-17
敷地面積	17, 401. 55 m <sup>2</sup>	
延床面積	22, 533 m <sup>2</sup>	
施設概要	高機能型	客席数 : 2,015席 (1階:1,388席 2階:627席)
	ホール	舞台 : 間口10間(約18m)、奥行10間(約18m)
		オーケストラピット(前舞台)あり
		附属施設:楽屋9室(約100名)、リハーサル室
	舞台芸術型	客席数 :806席 (1階:506席 2階:300席)
	ホール	舞台 : 間口8間(約14.4m)、奥行8間(約14.4m)
		附属施設:楽屋7室(約80名)、リハーサル室
	その他	練習室9室、研修室3室、創作室3室、和室2室
		多目的スペース、情報発信スペース、レストラン
	附属駐車場	駐車台数:約200台

#### 【外観パース(南東側より望む)】



2つのホールに附属するホワイエは、お堀や中土橋通りを眺めることができる 開放的で明るい空間にしつらえ、ホールの利用がないときは、気軽にくつろげる 憩いのスペース(パークホワイエ)として、県民・市民へ開放することとしてい る。

# 5 運営管理の基本方針

#### (1)基本目標と役割

「県・市連携文化施設に関する整備計画(平成29年1月策定)」(以下「整備計画」 という。)において、基本目標と役割を次のとおり定めている。

基本目標	秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく
役割	・文化創造に向けた取組の活性化を図る
	・文化に触れる機会の拡充を図る
	・人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する

# (2) 施設運営の基本的展開

基本目標と役割を踏まえて、運営管理の基本的展開を次のとおり定める。

- ・秋田の文化力を高め、国内外に発信する自主企画事業の積極的な推進
- ・質が高くニーズに即した鑑賞機会の充実と彩り豊かな文化芸術活動の 発表の場の提供
- ・県民・市民の創意工夫を生かした各種イベント・大規模会議等の開催
- ・きめ細やかでわかりやすい情報発信と県内市町村文化施設との連携
- ・文化芸術に親しみ・集い・交流する活気に満ちた県民・市民の広場づくり

# (3) 運営管理の基本方針

前項を踏まえ、運営管理の基本方針を次のとおり定める。

# 【基本目標と役割】

# 秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく

- ・文化創造に向けた取組の活性化を図る
- ・文化に触れる機会の拡充を図る
- ・人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する

#### 【施設運営の基本的展開】

秋田の文化力を高め、国内外に発信する自主企画事業の積極的な推進

質が高く二一ズに即した鑑賞機会の充実と彩り豊かな文化芸術活動の発表の場の提供

県民・市民の創意工夫を生かした各種イベント・大規模会議等の開催

きめ細やかでわかりやすい情報発信と県内市町村文化施設との連携

文化芸術に親しみ・集い・交流する活気に満ちた県民・市民の広場づくり

自主事業	○秋田の文化芸術を国内外に発信する文化創造の場の提供 ○県民·市民が元気になる文化芸術活動の活性化 ○公演·伝統芸能等の映像資料などのアーカイブの推進 ○周辺施設と連携したにぎわいづくりのための事業の展開
貸館事業	<ul><li>○地域活性化につながる様々な利用形態に対応した柔軟な利用規則の制定</li><li>○施設使用者の文化芸術活動の質の向上に向けた積極的なアドバイス・提案</li><li>○文化団体等の多様な使用方法に対応した利用料金体系の構築</li></ul>
広報・PR事業	○運営の改善につなげる県民・市民との双方向コミュニケーションの促進 ○施設のファン獲得に向けた事後を含めた広報の充実 ○利用者に開かれた施設を目指す運営情報の透明化

# 6 本施設で行う事業の定義

本施設では、運営主体が施設の設置目的を実現するために取り組む「自主事業」と、 県民・市民等の施設利用者の方々に施設を貸し出す「貸館事業」、文化事業の情報収集・ 発信や県民・市民等とのコミュニケーションの成果を運営に反映していく「広報・PR 事業」の3つの事業を推進する。

それぞれの事業の定義は次のとおりとする。

#### (1) 自主事業

自主事業は、施設の目的を実現するため、運営主体が自ら企画して行う「主催事業」と、他団体と共同で実施する「共催事業」の2つに大別される。共催事業は、主催事業と同様に収支に関わるケースから、名義のみで共催者が事業の全てを担うケースまで、実施形態は多様に存在する。主催事業に加えて共催事業を有効に生かすことで、県民・市民に、より多くの事業を提供する。

さらに、実施目的の違いをもとに、本施設では自主事業を以下の6つに分類する。 また、これらの事業を組み合わせるなど、事業の相乗効果を上げ、独自の事業展開を 図る。

分類	内 容
鑑賞	・質の高い舞台芸術等を観たり、聴いたりする機会を提供する事業
普及•参加	・舞台芸術等に触れる機会を創出・拡大するための事業 ・県民・市民自らが舞台に立ったり、スタッフとして関わる事業
育成	・幅広い年齢層を対象とした舞台芸術等の体験機会を提供する事業 ・部活動や文化団体の活動を向上するための学習機会を提供する事業 ・プロの芸術家、将来の舞台芸術関係者を育成する事業
交流·連携	・周辺文化施設、商業施設、既存イベント等との連携により、中心市街地のにぎわいを創出し、回遊性のあるまちづくりに寄与する事業・県内の文化施設との連携により、県内各地の文化振興に寄与する事業・居住地、文化活動の内容、世代、国籍等が異なる地域住民の交流を促す事業
記録·保存	・県内に現存する民俗芸能等に関する資料の収集、保存を行う事業 ・本施設を始めとする県内文化施設における公演・映像等を収集・保存す る事業
創造	・秋田の文化資源を生かした質の高い独自の作品を創る事業

#### (2)貸館事業

従来、多くの劇場ホール型文化施設は一般的に「貸館」と呼ばれ、施設の利用申請を受け付けて貸し出すという業務に留まる傾向にあったが、本施設では、地域のにぎわいづくりにつながる県民・市民による各種イベントや大規模会議等の開催、県民・市民の文化活動の向上に向けた積極的なアドバイス・提案・支援を行う、より能動的な取組も含めて、「貸館事業」と呼ぶものとする。

# (3) 広報·PR事業

「広報」とは、県民、市民、資金提供者(協賛、スポンサード等)、マスコミなど対象に合わせた情報の提供・発信を行うことである。

また、「PR」とは、運営に関する意見・要望の収集に加え、県民・市民の芸術活動における課題の解決や教育・商業等の他分野における芸術の活用についての相談対応などのことである。

これらをあわせて「広報・PR事業」とし、本施設の3つ目の事業として位置づける。

# 第2 自主事業計画

運営主体は、県民・市民が日常的に文化芸術に親しみ・集い・交流する場となるよう本施設の魅力を高めるとともに、地域の文化創造力の向上とにぎわい創出を目的として、 積極的に自主事業に取り組むこととする。

# 1 自主事業の実施方針

# (1) 秋田の文化芸術を国内外に発信する文化創造の場の提供

秋田の舞台芸術を始めとする文化芸術の振興・発信拠点として、秋田県ゆかりの日本 を代表する芸術家や民俗芸能の紹介・普及に加え、秋田の文化資源を生かした新たな作 品を創造し、国内外に発信していく。

また、高い機能を有するホールを生かし、本格的な音楽コンサートや舞台芸術の公演などを鑑賞する機会を定期的・継続的に提供し、県民・市民が県内で質の高い公演を楽しめるようにする。

#### 【事業のイメージ】

- ・県内の伝統行事の祭典「新・秋田の行事」や「あきた文化交流発信センター (フォンテAKITA6F)」のステージ公演のような、県内の民俗芸能を県民・市民をはじめとして、観光客にも見ていただく公演等
- ・「舞踊・舞踏フェスティバル」のような、秋田が輩出した文化人、芸術家や秋田の文 化資源を生かした作品づくり、フェスティバル、公演
- ・定期的な公演やシリーズ企画等、継続して楽しめる音楽等の公演プログラム
- ・オーケストラ、オペラ、ミュージカル、演劇、歌舞伎、バレエ等の規模の大きい舞台 芸術の公演
- 著名アーティストによるライブ、コンサート
- ・県内で盛んな文化活動を紹介し、交流を促す吹奏楽フェスティバル、バンドフェスティバル等

#### (2) 文化芸術で元気になる県民・市民の増加

「県民・市民の広場」として、誰でも、どんな環境にあっても文化芸術を近しく感じ、 文化芸術に触れることで心や身体が元気になることを目指し、普及・参加事業や育成事 業、交流・連携事業に積極的に取り組むものとする。

本施設がアーティストとともに行うワークショップや講座、アウトリーチ等に加え、 このような取組に賛同する文化団体、地元芸術家、県内文化施設の職員等に向けた研修 プログラムも提供する。

#### 【事業のイメージ】

- ・教育機関、福祉施設、商業施設等におけるアウトリーチ(出前演奏、出前体験講座)
- ・障がい者、高齢者、乳幼児とその親、外国籍の方などでも、気軽に参加できるワーク ショップや連続講座
- ・気軽に参加できる秋田のグルメや日本酒を楽しみながら聞くトークショー
- ・県民・市民が舞台に立ち、実際に公演やイベントを創り上げていく公演

- ・文化団体等のアウトリーチ活動等の技能・知識向上を目指す講習
- ・県内文化施設の職員、自治体の文化振興担当者、教職員、文化芸術に従事したい若者 や学生等を対象とした、文化芸術やホール運営に関する研修・講座
- ・県内の他文化施設と連携した公演、ワークショップ等の実施
- ・地域の人が集い楽しむロビーコンサート、ホワイエコンサートの開催

# (3)公演・伝統芸能等の映像資料などのアーカイブの推進

国指定重要無形民俗文化財を始めとする民俗芸能や、過去に開催された秋田の文化資源を生かした公演等に関する映像資料等の記録等を行う。加えて、現在や今後において県内で取り組まれていく舞台芸術等の映像資料等の記録等も推進し、過去から未来に渡って秋田の文化を継承していくとともに、教育や観光などの分野でも活用していくことで、「高質な田舎」を目指す秋田の未来づくりに寄与していく。

#### 【事業のイメージ】

- ・民俗芸能に関する資料、映像等の記録・展示
- ・「国民文化祭・あきた 2014」、「新・秋田の行事」、「舞踊・舞踏フェスティバル」等、 秋田の文化資源を生かした事業の映像資料等の記録・展示
- 人材研修等での資料の活用

#### (4) 周辺施設と連携したにぎわいづくりのための事業の展開

秋田市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)を踏まえ、中心市街地の活性化に資する施設として、にぎわいづくりを目的とした事業に力を入れる。

周辺の文化施設との連携による芸術文化ゾーンとしての機能の充実はもちろん、中心 市街地の企業、商業施設、宿泊施設等とも連携し、エリア一体を開催地域と捉え、回遊 性を意識した事業展開を図り、その輪を広げていく。

#### 【事業のイメージ】

- ・若者や子育て世代の人々が集い、交流する機会と場づくり
- ・秋田市中心市街地の広場等を活用したフェスティバル、秋田の季節行事や魅力を 再発見するイベント
- ・美術館の企画展と連動したコンサート、公演
- 秋田市を訪問する観光客の集合場所、休憩場
- ・情報紙やウェブサイト、施設内等で周辺商店等のクーポン(紙、ネット)を配布
- ・芸術文化ゾーンの拠点施設となり、千秋公園来訪者などに施設を開放

# 2 プレ事業及び開館記念事業の方針

#### (1) プレ事業

2021年度中の開館に向けて、次の目的のもとにプレ事業を実施していく。

- ・県民会館が使用できない間も他の施設も活用し、県民・市民に舞台芸術に触れる機会を提供する。
- ・基本目標や運営方針に沿った事業を開館前より実施することで、開館後の事業展開 を周知する。
- ・県内各地で「県・市連携文化施設(仮称)プレ事業」の冠をつけた事業を行い、本 施設の開館を周知する。

#### (2) 開館記念事業

施設の開館を祝うということに加え、プレ事業を継承し、開館後の自主事業につなげるための取組として開館記念事業を位置づける。

開館から1年程度を「開館記念事業期間」と位置づけ、自主事業と貸館事業を織り交ぜ、鑑賞事業だけでなく様々な事業を展開し、開館を広くアピールしていくこととする。 開館記念事業では、各ジャンルの著名アーティストの公演に加え、県内文化団体の発表も交え、新施設のオープンに相応しいものにする。

# 3 中長期事業計画(将来像)

開館から10年間の中長期における展開イメージは次のとおりとする。

特に開館からの5年間は基本目標及び運営方針に沿った取組に全力を尽くすものとする。

基本的には、10年目をもって、取組の効果や社会情勢の変化を検証し、方針の見直し を行うこととするが、適宜時点修正も行うものとする。

時期	取組力針
開館(	<ul> <li>(1)秋田の文化芸術を国内外に発信する文化創造の場の提供</li> <li>・「伝統芸能の祭典」、「舞踊・舞踏フェスティバル」、「あきた民謡祭」等秋田ならではの文化を発信する取組を行う。</li> <li>・文化団体等の発表の機会に加え、大規模な舞台芸術の公演、著名アーティストによるコンサートを多く開催し、「使いやすいホール」「人を呼べるホール」という評価を得られるようにする。</li> </ul>
5年目	<ul> <li>(2)文化芸術で元気になる県民・市民の増加</li> <li>・プレ事業からアウトリーチに取り組み、開館後に規模・回数を拡大する。</li> <li>・文化芸術に触れる機会の少ない方々が鑑賞・参加できるワークショップや連続講座に取り組む。</li> <li>・文化芸術の「難しい」「敷居が高い」いったイメージが取り払われるような、気軽に触れられる事業を開催する。</li> </ul>

時期	取組方針
	・文化団体等の活動・制作などの技能・知識向上のための研修等を行う。 ・県内文化施設の職員、自治体の文化振興担当者、教職員等を対象とした文 化芸術やホール運営に関する研修・講座を行う。
開館~5	(3)公演・伝統芸能等の映像資料などのアーカイブの推進 ・民俗芸能伝承館等と連携し、民俗芸能に関する映像資料等の収集を行う。
年目	<ul><li>(4)周辺施設と連携したにぎわいづくりのための事業の展開</li><li>・周辺美術館の企画展と連動した公演や、民俗芸能を紹介する催し等、地域住民が望むような事業を開催する。</li><li>・中心市街地の企業、商業施設、宿泊施設等との良好な関係を構築し、事業と連動した取組を行う。</li></ul>
	<ul> <li>(1)秋田の文化芸術を国内外に発信する文化創造の場の提供</li> <li>・5年目までの取組に加え、独自の作品づくりや、広域的な交流事業に取り組む。</li> <li>・貸館事業での文化団体等の発表の機会や公演、コンサートの開催状況を踏まえ、自主事業での開催規模を見直す。</li> </ul>
6 年 目 ~ 10	(2) 文化芸術で元気になる県民・市民の増加 ・5年目までの取組を継続する。 ・文化団体等が自らアウトリーチ活動を行えるようにするための講習を行う。 ・県内文化施設との連携事業の開催や出前事業などに取り組む。
年目	(3)公演・伝統芸能等の映像資料などのアーカイブの推進 ・5年目までの取組を継続する。 ・記録・保存した資料を公開、活用していく。
	(4) 周辺施設と連携したにぎわいづくりのための事業の展開 ・5年目までの取組を継続・拡大し、芸術文化ゾーン内の各施設が連携した イベントの開催など周辺エリアが一体となった事業展開を進めることで回 遊性を高める。

# 第3 貸館事業計画

本施設における貸館事業については、芸術文化団体をはじめとする各種団体の彩り豊かな発表の場としての利用に加え、地域の活性化につながる各種イベントや、県民・市民の多様な要望に対応した質の高いコンサートなどの開催等を想定している。

そのため、施設使用者の様々な利用形態に対応した柔軟な利用規則や料金の設定のほか、積極的なアドバイス・提案など利用しやすい施設となる取組が重要となる。

# 1 貸館事業の実施方針

#### (1) 地域活性化につながる様々な利用形態に対応した柔軟な利用規則の制定

県民・市民等による各種イベントに加え、県内外から多くの集客が見込めるコンサート、公演、大規模会議・大会などの利用は、中心市街地をはじめとする地域の活性化につながることから、利用促進に向けて、附属駐車場を含めた全館貸切など主催者が使いやすい規則を検討する。

また、施設内の飲食は、ホールの客席では禁止とするものの、それ以外のエリアについては地域住民等によるイベント等の利用に応じて、飲食可能とする方向で検討する。

#### (2) 施設使用者の文化芸術活動の質の向上に向けた積極的なアドバイス・提案

貸館事業において県民・市民が本施設を利用する際、文化芸術活動の質の向上を目指すため、経験・知識の豊富なスタッフがイベント開催方法から舞台設営・運営まで、アドバイス・提案等を積極的に行う。

また、相談記録などの利用情報を一定期間保存し、次回の利用時に前回の内容を把握して提案・アドバイスができるようする。

#### (3) 文化団体等の使い方に合わせた利用料金の設定

文化団体等の発表に加え、興行や大会の会場となる高機能型ホールと、県民・市民の 多様な文化芸術活動を支えるステージとなる舞台芸術型ホール、日常の活動の場となる 練習室等と、同じ施設の中に様々な利用形態を有していることから、それぞれを最大限 生かすために、各室に適した規則・料金を設定する。

#### (4) 附属駐車場の考え方

附属駐車場については、わかりやすくスムーズな駐車に向け、満空表示の工夫や周辺 駐車場の空き情報の配信等について検討する。

また、吹奏楽大会等で運搬用トラックが搬入ヤードを頻繁に出入りするような場合には、主催者と協議し、一般車の出入りを一時的に規制するなど、駐車場の運営に支障が出ないよう配慮する。

大規模な大会等で敷地内だけでは大型バス駐車スペースが不足する場合には、周辺の 大型バス駐車場(千秋公園バス専用駐車場、産業会館跡地等)の管理者との調整を行う など、主催者の利便性に配慮する。 加えて、来場者の利便性を確保するために、周辺の民間駐車場の利用が不可欠であることから、駐車場経営者に協力を求めていく。

なお、佐竹小路側の車両出入口(臨時)は、行幸啓や著名人の利用等で施設利用者と の交錯を避ける必要がある場合の臨時的な利用のみとする。

# 2 利用規則の考え方

前項の方針を踏まえ、利用規則の各項目について、次のような考え方のもと、平成31 年度に詳細を詰める。

#### (1) 開館時間及び利用時間

高機能型ホールや舞台芸術型ホールなど施設の基本的な開館時間は、9時から22時までとする。

練習室等諸室は、これまでのジョイナスの利用時間を考慮し、利用時間を 9 時から 23 時までとする。

学会で多くみられる早い開始時間や、コンサート等の早朝仕込みに配慮した 9 時以前の繰り上げ利用のほか、生の舞台ゆえに上演時間が延びることに配慮した 22 時以降の延長利用にも、柔軟に対応できるようにする。

附属駐車場の利用時間についても、ホールや練習室等の利用に支障が生じないよう配慮する。

#### (2) 受付時間

仕事が終わった後で申請に来られる方へ配慮しつつ、効率的な運営体制も考慮した受付時間とする。

(参考:これまでの県民会館は21時まで、市文化会館は16時半まで)

#### (3) 休館日

年末年始に加え、毎週または隔週の定期休館を設けるかどうかは引き続き検討し、平成 31 年度中に決定する。

施設使用者から「この日でないと開催できない」といった相談があり、事業の公益性が高いと判断される場合は、休館日でも柔軟に開館できるようにする。

#### (4)申請期間

各室の利用特性と、複数施設の併用ができることに配慮し、下表のとおり利用申請期間を設定する予定である。

施設	利用申	請期間
<i>池</i>	受付開始	受付締切
高機能型ホール (公演利用)	利用を希望する日の 13 か月前の月初日から	利用を希望する日の 2週間前まで
舞台芸術型ホール(公演利用)	利用を希望する日の 12か月前の月初日から	利用を希望する日の 2週間前まで
リハーサル室 (公演・展示利用)	利用を希望する日の 8か月前の月初日から	利用を希望する日の 2週間前まで
高機能型ホール(練習利用) 舞台芸術型ホール(練習利用)	利用を希望する日の 3か月前の月初日から	利用を希望する日の 2週間前まで
リハーサル室 (練習利用) 練習室、研修室、創作室	利用を希望する日の 3か月前の月初日から	利用を希望する日の 当日
多目的スペース 芸術の路 (ピクチャーレール等)	利用を希望する日の 3か月前の月初日から	利用を希望する日の 当日

上記表内で「月初日」とある日が休館日の場合、翌営業日とする。

申請の受付開始が早い施設(例:ホール等)と他の施設(例:練習室等)を併用する場合は、同時に申請できるものとする。

研修室、創作室は、自主事業等の事務局として長期間利用されている場合、一定期間 申請を受付しないことがある。

ホールの利用がないときは、附属する楽屋やホワイエ単独での利用についても検討する。

多目的スペースは、高機能型ホール、舞台芸術型ホールで大規模な催事の利用が予定 されており、来館者の待機やグッズ販売のスペースとして1階を利用される可能性が高 い日は、申請を受付しないこととする。

#### (5)受付方法

遠方に居住しているなど、窓口に直接来ることが難しい申請者に配慮し、窓口に加え、 FAX、メール、郵送等多様な受付ができるようにする。併せて施設予約システムの導 入について検討する。

高機能型ホール(公演利用)、舞台芸術型ホール(公演利用)、リハーサル室(公演・展示利用)については、申請受付期間を設定し、窓口、FAX、メール、郵送(必着)等いずれの申請方法であっても「同時受付」として取り扱う。希望日に重複があった場合は、抽選や利用調整を行う必要があるが、公平性と透明性の高い決定方法とする。

なお、練習室、研修室、創作室等についても、公平性と透明性の高い受付及び決定の 手法を導入する。

#### (6)優先受付

これまでの県民会館、市文化会館と同様に、全国または東北規模もしくはその予選となる大会等や、県内の各種団体の10周年、20周年といった周年事業など、その日でなければ開催の意義を失うものについては、(4)の表よりも早く受付できるものとする。

また、公益性の高い大規模大会・会議等で県・市が利用する場合、運営主体が自主事業等で利用する場合も優先して受付できるものとする。

県民・市民をはじめとして、多くの来場が見込めるコンサートの開催等については、 県・市または運営主体が共催により実施すべきと判断する場合には、優先受付の対象と する。

ただし、過剰な優先受付で県民・市民の利用機会が損なわれないよう一定の配慮を検討する。

なお、開館後は利用の実態に応じてルールの見直しを行うなど柔軟に対応していく。

# (7) 連続利用日数

創造性の高い利用、地域ににぎわいをもたらす利用は連続利用が必要となることが多いため、原則一週間程度は連続利用できることとする。

# 3 利用料金の考え方

# (1) 施設利用料金

施設の利用料金については、受益者負担の考え方を基本とし、これまでの県民会館及び市文化会館、県内及び東北エリア等の類似施設の料金体系や施設・設備の仕様を勘案し設定する。

また、県民・市民の芸術文化活動の活発化を図るため、日中の料金を夜間の料金に比べて割安とし、利用の希望が集中しやすい土曜日、日曜日、祝日の料金は平日より割増とすることなどを検討する。

加えて、多目的スペースについては、平方メートル単位の利用料金の設定等を検討する。

なお、運営主体の主体的な経営努力が発揮しやすく、サービス向上のインセンティブ 効果が期待される利用料金制度を適用するとともに、条例で一定の使用料を設定しつつ、 県及び市との協議により、運営主体自らが条例上の使用料を上限として利用料金を変更 できることについても検討する。

#### (2) 利用料金の加算・減算

高機能型ホール、舞台芸術型ホールでは、県民・市民の文化活動の発表から、著名なアーティストなどによる公演まで幅広い利用が想定される。その際には、規模と入場料に応じて主催者の収入が大きく異なるため、応分負担を基本とする入場料に応じた段階的な料金設定とする。

また、低廉な入場料を徴収する場合には、利用料金の負担が増えない仕組みとすることで、県民・市民の有料での発表・公演を促し、文化芸術活動の意欲の向上や質の向上を目指す。

その他リハーサル室等については、基本の利用料金に加え、入場料徴収や営利目的利用を行う場合に加算設定を適用する。

加えて、高機能型ホール及び舞台芸術型ホールの仕込み、リハーサル、練習での利用

については、入場料を徴収しない場合の金額から一定程度減算した利用料金とする。 なお、県民・市民の利用に配慮し、高機能型ホール、舞台芸術型ホールともに1階席 のみを利用した場合の減算について設定する。

# (3) 利用料金の減免・免除

運営主体が自主事業で利用する場合を除き、利用料金の免除規定は設けないこととし、 県・市の行事であっても、利用料金を支払うものとする。

減免については、学校行事等、教育目的で教育機関が利用する場合の減免制度は引き 続き検討する。

# (4) 附属設備利用料金

県内・東北エリアの利用料金及び施設設備のイニシャルコストを考慮した設定とする。また、「1台」「1kw」「1式」といった徴収単位の設定にあたっては、それぞれの設備・備品の使いやすさに配慮する。また、必要に応じてセット料金を設定し、県民・市民が計算しやすい料金設定を目指す。

#### (5) 附属駐車場

附属駐車場については、有料化の方向で検討を進めるが、施設使用者の利便性を考慮 しつつ、適切な料金設定となるよう検討する。

なお、施設使用者の駐車料金は一定台数まで免除できるようにする。

# 第4 広報·PR事業計画

本施設が、県民・市民が日常的に文化芸術に親しむ広場となるよう、きめ細やかでわかりやすい情報発信を行う。

# 1 広報·PR事業の実施方針

#### (1) 運営の改善につなげる県民・市民との双方向コミュニケーションの促進

一方的かつ画一的な情報提供や宣伝ではなく、「県民・市民」、「文化団体」、「県外プロモーター」、「中心市街地関係者」、「県内文化施設関係者」、「報道機関」といった様々な立場にある本施設の関係者(ステークホルダー)に合わせたきめ細やかな広報・情報提供を行う。

また、そうした関係者(ステークホルダー)との対話や積極的な意見聴取、文化芸術活動に関する相談対応を行うなどの活動を通じ、双方向のコミュニケーションを活性化することで、広報・PR活動への反映や施設の運営全般の改善につなげる。

#### (2) 施設のファン獲得に向けた事後を含めた広報の充実

チケットの販売に併せて開催前に行われる広報のほか、「後パブ」と呼ばれる開催後の広報に力を入れるなど、参加しなかった人に対しても公演等の様子を伝えることで、普段利用しない県民・市民等に対して、本施設の活動への認知度を向上させ、今後の事業への参加意欲の喚起を図る。

#### (3) 利用者に開かれた施設を目指す運営情報の透明化

事業計画書、事業報告書、収支決算書、事業評価等の公表、県民・市民等にもわかり やすい年次報告書(アニュアルレポート)の発行、企画意図や制作プロセスの発信など、 運営状況や運営主体の考え・取組を様々な方法で積極的に公開し、運営の透明性をアピ ールしていく。

#### (4)会員組織(友の会)の整備

本施設の会員組織を整備し、メール等による様々な事業情報等の提供を行うことで、ファンを増やしていく。これにより、利用率を向上させて、安定した運営の一助とする。

#### (5) 外国語表記の充実

多様な国籍を持つ施設利用者の利便性に配慮し、館内案内サイン、室名札、ウェブサイト等に外国語表記を取り入れる。

# 2 開館までの広報の取組

開館までの具体的な取組として、次のようなことを検討する。

また、前述したプレ事業も広報的役割を有することから、下表のような広報と同様に積極的に取り組む。

方策	対象・目的	具体的な取組 (イメージ)
ウェブサイト	聞きのセスナルは開始を	・県市ウェブサイト等への定期的な 情報掲載 ・施設運営予定者ウェブサイトでの 情報掲載
印刷物の作成	関心のある方々に開館を 周知し、事業内容や利用方法 などの情報を伝える	<ul><li>・施設をPRするパンフレットの作成</li><li>・施設や事業の期待を高める情報紙の作成</li></ul>
説明会等の開催		・利用予定者への利用説明会 ・開館記念事業発表の記者会見
ソーシャル・ネッ トワーク・サービス (SNS)	広く開館を周知するため のリアルタイムな情報の発 信と意見等の収集	・Facebook、Twitter、Instagram 等による準備状況、建設状況や中 心市街地の紹介
取材依頼、広告	施設にあまり関心のない 方々への周知	・TV、新聞、雑誌等への取材依頼 ・TV、新聞、雑誌、駅等への広告 掲載
正式名称、愛称	施設の認知度向上	・施設の正式名称または愛称の公 募

# 第5 運営組織計画

# 1 運営組織のあり方

#### (1) 運営主体について

本施設は、整備計画で定めたとおり、民間のノウハウを活用できる指定管理者による 運営管理を行うが、当該指定管理者となる者については、広報、マネジメント能力に加 え、各種助成金や寄付金等の外部資金の獲得を目指す積極性を持ち、地域文化に精通し つつ、県・市それぞれの文化芸術振興施策や運営方針を十分に理解し、これに基づき確 実に取組を遂行できる能力が求められる。

指定管理者については、県内事業者のプロモーション能力育成の観点から、県内事業 者に一定の配慮を図ることを検討する。また、指定管理の期間は5年間とする。

なお、県・市の文化芸術拠点として、運営主体に委ね過ぎることなく、県・市でも運営状況を把握し、運営に関わっていける体制を築くため、県・市・運営主体による連絡会議等を設置することとする。

#### (2) 運営主体に求めるもの

#### ・専門性の高い組織

秋田県全域の文化芸術振興を担う施設であることを意識し、施設経営、自主事業、 貸館事業、広報・PR事業、舞台技術、それぞれにおいて専門性の高いスタッフを配 置することが求められる。

#### ・コミュニケーション能力に長けた人材による組織

施設利用者との細やかな対話を通じた対応によって運営の質の向上が図れるよう、 専門性に加えてコミュニケーション能力に長けた人材の配置が望まれる。

#### 若手の育成を視野に入れた組織

次世代の秋田の文化芸術振興を担う人材を育てる場として、若手を育成できる体制づくりを行うほか、職場体験、インターンシップの受入や、県内文化施設の職員、自治体の文化振興担当者、教職員等を対象とした文化芸術やホール運営に関する研修・講座を行うことが求められる。

#### ・地域文化に精通し文化芸術振興施策を推進できる能力

県ゆかりの芸術家に関する情報や県内の民俗芸能等、秋田の文化資源について豊富な見識を有し、秋田ならではの文化芸術振興策を提案、推進できる人材を配した体制とすることが望まれる。

#### ・長期的な視点で施設の維持管理を行うことができる能力

施設の長寿命化、コストの縮減を常に意識し、効率的な設備運転や予防保全の取組を行うことで、長く快適に施設を維持できる能力が求められる。

#### バリアフリーへの配慮

障がいのある人、高齢者、外国人など、誰もが垣根なく施設を訪れることができるよう、筆記、介助、通訳、車椅子への対応など、施設利用上の障壁を取り除くために必要な支援を行う能力が求められる。

#### (3) 運営管理組織

運営管理組織には、新文化施設の「経営」全体を統括する館長を置き、その下に「総務」、「広報・PR事業」、「自主・貸館事業」、「技術」の4部門を想定する。

役職•部門	主な業務内容
館長	施設の運営管理全体の統括、運営管理方針の決定、県・市・他施設等関
ин Д	係機関との連絡調整、助成金等の情報収集など
	諸規定の整備・管理、職員の労務・勤怠管理、委託契約管理(設備、警
総務部門	備、清掃、窓口・フロントスタッフ等)、各種委員会等事務局、予算・決
	算・出納管理など
広報・PR	事業・施設の広報宣伝、機関誌等の制作発行、ウェブサイト・SNS等
事業部門	の運用管理、友の会運営、チケットの販売促進、マスコミ対応など
	事業の企画制作・実施、主催者・上演団体・アーティストとの調整、チ
自主•貸館	ラシ・プログラム等の制作、チケットの販売管理、年間事業計画の作成、
事業部門	助成金の申請、利用申請の受付、公演等の事前打ち合わせ、施設使用者へ
	の助言・指導、利用促進策の企画・実施、利用統計、来場者対応など
技術部門	舞台・公演の安全管理、舞台設備の操作・補助、舞台設備の点検管理、
["] (17 (17 (17 )	施設使用者の事前打ち合わせ、舞台技術に関する指導・人材育成など

館長は、あきた文化振興ビジョンや秋田市文化振興ビジョン等における県・市の文化振興の方向性を見据えつつ、秋田市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)の基本的な方針を踏まえ、中心市街地一帯の活性化に向けて、周辺の文化施設や商業施設、地域住民等との連携を常に意識しながら、事業企画や助成金等の情報収集なども含め、本施設を運営する必要がある。

また、事業部門には、質の高い音楽等の鑑賞機会の充実とともに、県民・市民・文化団体等と連携した事業展開を図るため、幅広いジャンル、事業手法に係る知識・経験等を持つ人材が必要となることから、専門家(プロデューサー等)の配置を求める。併せて、自主事業、貸館事業、広報・PR事業が一体となった事業展開とするため、各部門が連携できる体制づくりや、県民・市民・文化団体等との情報共有が必要である。

# 2 レストランの運営の方向性

施設の来館者が、芸術を鑑賞するに際し、飲食も合わせて楽しむことで、ハレの日に高揚感に包まれることができるよう1階にレストランを設ける。千秋公園の玄関口という立地を生かし、地域住民や観光客等も憩える空間とし、「人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する」という、この施設の役割の一端を担う。レストラン運営者には、施設本体と相乗的な魅力を発信できる店舗づくりを求めるものとする。

また、レストランは、秋田の食材を生かした特色のあるメニューと、ゆったりとした 時間を過ごす快適な空間を提供する、本県の文化芸術の拠点にふさわしい店舗であるこ とが望まれる。

# 3 附属駐車場の運営の方向性

附属の立体駐車場は、主に施設使用者の利用が想定されることから、その利用形態を 把握している施設の運営主体により運営されることが適切と考える。

# 4 県民・市民の参加の方法

本施設が長期間に渡り県民・市民に愛され、親しまれていくために、運営主体は県民・市民主体の運営ボランティア等を組織する。

現在、本施設で想定する県民・市民参加は次のとおりである。

#### 【県民・市民参加のイメージ】

- ・独自の作品づくりや、中心市街地で連携した事業、フェスティバル等を企画・開催する際の実行委員会への参加
- ・自主事業の開催当日における会場案内等のボランティア
- ・自主事業の広報活動におけるポスター貼り、チラシ配布等のボランティア
- ・PR活動や事業評価のためのモニター

# 第6 運営評価

# 1 運営評価の考え方

本施設の運営評価は、県・市の評価基準に基づき行われる。

その結果、運営の改善等が必要な場合には、県・市の指示に基づき、運営主体は業務 改善を行い、その状況について県・市へ報告する。

さらに、本施設の運営を内外に周知し、良さを知ってもらうための広報資料として運営評価を捉え、運営主体独自の年次事業報告書(アニュアルレポート)等を作成、発行して、県民・市民、地元企業、他施設、有識者等にアピールしていくものとする。

# 2 県・市の評価項目

#### (1) 秋田県の評価項目(秋田県管理運営状況等評価票評価項目)

観点 I ) 利用目標の達成状況	利用者数、利用料金収入(目標設定により異なる)
観点Ⅱ)利用者満足度の状況	利用者満足度
観点Ⅲ)管理運営体制の状況	・有資格者を含む職員配置状況は適切か
	・職員の勤務実績は適切か
	・職員の処遇等は適切か
	・施設・設備は適切に管理されているか
	・備品は適切に管理されているか
	・個人情報の保護に対する体制の構築が成されてい
	るか
	・安全で安心できる環境を確保しているか
	・経費節減のための努力を行い、成果を上げている
	カュ
	・計画的な修繕等がなされているか
	・健全な経営がなされているか
観点IV) サービス向上に向け	・開館日、開館時間等は守られているか
た取組の実施状況	・事業計画に掲げられた業務は適正に実施されてい
70,000	るか
	・施設の使用許可、料金減免の手続、説明は適正か
	・職員の接客マナーは適切か
	・利用者が利用しやすい窓口案内を実施しているか
	・すべての利用者が等しく利用情報を得ることがで
	きるよう情報発信を行っているか
	・潜在的な利用者へ向けた広報を実施しているか
	・満足度調査の結果、課題がある場合に対応策を講
	じているか
	・利用者が意見や苦情を述べやすい環境を構築して
	いるか
	・意見・苦情等を受けて迅速に対応できる体制を構
	築しているか

# (2) 秋田市の評価項目(秋田市指定管理者評価シート評価項目)

平等な利用確保 個々のサービスについて い	
平等な利用確保 個々のサービスについていい	
l v	利用者の優遇を行っていない
	対応者による格差は生じていな
2 公の施設の設置目的の効果的な達成	
法令等の遵守 条例、規則、基本協定、	上様書等に基づき、指定管理者の
業務を適正に行っている	
地域振興への貢献地域関係機関、ボランテ	ィア等との連携が図られている
地域の特性を生かした自	主事業を実施している
広報活動の実施施設情報の提供や自主事	業のPRを積極的に行っている
施設の利用促進施設の利用促進に向けた	効果的な取組を行っている
サービスの向上 利用者に対するサービス	<b>向上の取組がなされている</b>
3 効率的な管理	
建物・設備が適切に管理	され、安全性と良好な機能が保持
されている	
施設・備品管理 備品が適切に管理され、	川用状況の把握も適切に行われて
いる	
市民が快適に利用できる	よう、清潔に保たれている
電気・水道等の効率的利	用や廃棄物の抑制など省エネ対策
環境への配慮に取り組んでいる	
4 適正かつ確実な管理を行う能力	
施設の管理運営のため、	<b>京エム   昌町                                  </b>
	固正な人貝配直か打われている
	<b>適正な人員配直が打われている</b> 労働条件への適切な配慮がなされ
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・ ている 利用者に対する職員の接	労働条件への適切な配慮がなされ
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・3 ている	労働条件への適切な配慮がなされ
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・3 ている 利用者に対する職員の接 接遇・研修 職員の資質の向上のため	労働条件への適切な配慮がなされ
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・ ている 利用者に対する職員の接 接遇・研修 職員の資質の向上のため	労働条件への適切な配慮がなされ 遇、マナーは適切である 研修等を行っている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接続 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている た意見や苦情に適切に対応できる 行っている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・まている 利用者に対する職員の接定 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を実 事故や災害時等の緊急時	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている た意見や苦情に適切に対応できる
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接続 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を 事故や災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアル・	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を事故や災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアル マニュアル等に基づき防	労働条件への適切な配慮がなされ 圏、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる すっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 災訓練等を定期的に行っている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接 職員の資質の向上のため	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接意 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を事故や災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアル マニュアル等に基づき防 個人情報保護の重要性を ている	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる でつている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 災訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接 職員の資質の向上のため 職員の資質の向上のため たま情対策 アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を事故や災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアル マニュアル等に基づき防 個人情報保護の重要性を ている 収支計画に基づいた適切	労働条件への適切な配慮がなされ 圏、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 炎訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ な執行を行っている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を事 あや災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアルマニュアル等に基づき防 個人情報の保護 収支計画に基づいた適切 文書、帳簿、通帳の管理	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる でつている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 災訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接 職員の資質の向上のため 職員の資質の向上のため たま情対策 アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を事故や災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアル マニュアル等に基づき防 個人情報保護の重要性を ている 収支計画に基づいた適切	労働条件への適切な配慮がなされ 圏、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 炎訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ な執行を行っている
適正な人員配置 労働法令の遵守や雇用・会 ている 利用者に対する職員の接 職員の資質の向上のため 職員の資質の向上のため アンケート等、寄せられた 仕組みが整っている 事故防止のための取組を 事故や災害時等の緊急時 う責任体制やマニュアル マニュアル等に基づき防 個人情報保護の重要性を ている 収支計画に基づいた適切 文書、帳簿、通帳の管理 5 その他 交流人口の拡大に向けた	労働条件への適切な配慮がなされ 圏、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 炎訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ な執行を行っている
適正な人員配置   労働法令の遵守や雇用・会	労働条件への適切な配慮がなされ 選、マナーは適切である 研修等を行っている 定意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 炎訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ な執行を行っている を適切に行っている を適切に行っている
適正な人員配置   労働法令の遵守や雇用・会	労働条件への適切な配慮がなされ 圏、マナーは適切である 研修等を行っている ご意見や苦情に適切に対応できる テっている に迅速かつ適切に対応できるよ 等が整備されている 災訓練等を定期的に行っている 認識し、適正な取り扱いが図られ な執行を行っている を適切に行っている が適切に行っている を適切に行っている を適切に行っている

# 3 年次事業報告書(アニュアルレポート)等の作成

県・市の運営評価に必要な情報を生かし、年間の運営状況の報告を冊子にまとめて発行する。評価項目に加え、自主事業の写真・チラシ等を記した活動紹介、県民・市民・有識者等の声を掲載するなど、読みやすく、施設に親しみを抱く楽しい冊子をつくり、継続的に発行する。

# 第7 収支計画

# 1 収支のあり方

# (1) 主な収入と支出の項目

本施設における収支構造を簡単に記すと下表のとおりとなる。

収入については、利用料金の設定や施設の稼働率の試算と併せてシミュレーションを 行い、支出については、現時点では整備計画で示したとおり、平成以降に建設された同 規模施設の運営管理費の平均を勘案し4億円程度(自主事業等の事業費を除く)と想定 しているが、今後、施設の整備を進めながら精査を行う。

	科目	1	内 訳			
収入	利用料金等	利用料金収入	施設及び附属設備利用料金			
	収入	入場料等収入	自主事業の入場料・参加料等			
	指定管理料		県・市からの指定管理料			
	雑収入		コピー・ファックス使用料、施設利用者向け サービスによる収入等			
支出	人件費		職員及び臨時職員の人件費、福利厚生費			
	事業費		自主事業・広報 P R 事業に係る旅費交通費、 通信運搬費、アルバイト経費、消耗品費、印刷 製本費、賃借料、保険料、手数料、謝金、租税 公課、負担金、委託費等			
	管理費		貸館事業、維持管理に係る旅費交通費、通信 運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険 料、手数料、謝金、租税公課、負担金、委託費 等			
	光熱水費		電気、ガス、水道の使用料			
	修繕費		施設・設備の故障・不具合や機能改善のため に行う修繕、保全等に係る費用			

収支計画については、単に収入額の多さではなく、県民・市民により多く利用していただくこと、採算性が低くても質が高い自主事業を行うことなど「秋田の文化力を高める」という、この施設の目標を重視した上で、適切な収支について検討する。

#### (2) 利用料金等収入の算定

利用料金等の収入の算定にあたっては、利用料金の設定に加え、稼働率の試算が必要となるため、過去5年間の「県民会館大ホール」と「市文化会館大ホール」の稼働率を参考にし、その代替となる「高機能型ホール」と「舞台芸術型ホール」を試算する。

これに基づき、利用料金等収入の算定を行い、収支計画を作成する。

# 【過去5年間の稼働率 (年間利用日数/年間利用可能日数)】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	平 均
県民会館大ホール	71.0%	70.0%	66.5%	66.9%	71.2%	69.1%
市文化会館大ホール	64.8%	60.9%	63.9%	67.5%	67.7%	65.0%

# 2 資金の獲得

自主事業費を少しでも増やすことや、より公共性の高い事業として認知されることを 目的に、国や財団法人等の助成金、補助金の獲得を推進するとともに、ネーミングライ ツの導入や企業・個人等からの協賛金制度を設けることも検討する。

また、自主事業の財源として、チケットの売り上げや物販等の収入を伸ばすことなど も考えられることから、運営主体の工夫を促す仕組みを考えていく。 (参考)

用語解説

#### Oアーカイブ

保存記録、記録保存館。重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること。

#### Oアウトリーチ

「手を伸ばす」の意から「地域への奉仕、援助、福祉活動」、「公共機関の出張サービス」などの活動の総称。近年は施設の外で実施される文化事業の総称。芸術普及、館外活動といわれることもある。

#### 〇後(あと)パブ

後パブリシティの略。パブリシティとは企業のPR活動の一つ。開催後の広報のこと。

#### Oエントランスロビー

劇場(ホール)の入口前で、観客が開場を待つためのスペース。

#### 〇オーケストラ・ピット

オペラ、バレエ等で舞台と観客の間にあるオーケストラが演奏するための一段掘り下げられた場所。オーケストラ・ボックスともいう。

#### 〇楽屋 (がくや)

出演者が舞台化粧をしたり、衣裳を着るなど、上演に向けて準備や待機をする部屋。

# 〇指定管理者制度

平成15年(2003年)の地方自治法の一部改正により、劇場・音楽堂等を含む「公の施設」の管理運営を民間法人も担えるようにした制度。地方公共団体が管理者に包括的に業務を代行させることであり、委託ではなく、行政処分を代行させる制度。

#### Oネーミングライツ

人間や事物、施設、キャラクターなどに対して命名することができる権利。

#### 〇搬入ヤード

大道具や照明機材などの大型の荷物の搬入を目的とした外部への出入口用スペース。

# Oプロモーター

コンサートなどのイベントを企画、運営する興業主。

#### **Oフロントスタッフ**

案内係。チケットもぎり、座席案内などの仕事、または担当する人。

#### Oホワイエ

劇場の入口から客席に至る空間。

#### 〇ホワイエ・ロビーコンサート

気軽に良質な音楽を楽しめる場を創出することを目的とし、ホールの利用がない時に、ホワイエやエントランスロビーを使って、簡易的な演奏会を行うもの。

#### 〇リハーサル室

一般的には、ホールの主舞台と同程度の広さを持ち、本番の練習ができる施設。実際には、多目的に利用されることが多い。

#### 〇利用料金制度

指定管理者に公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる制度。利用料金を変更する際には、条例で定められた範囲内で、地方公共団体の承認を得ることが必要。

## Oワークショップ

毎回テーマを設け、有識者・実務家からの講演や参加者間での意見交換を行うことで、 課題の抽出や対応方向について検討するもの。

(公社) 全国公立文化施設協会「舞台用語ハンドブック」等より